

書類名	新規	更新	変更	備考
申請書【様式あり】	○	○	○	新規及び更新は「障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」 変更は「障害児通所給付費等支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」
課税(非課税)状況確認同意書【様式あり】	○	○	×	利用者負担上限額決定のために課税状況を確認します。同意いただけない場合は「課税(非課税)証明書」、「住民票の写し(世帯全員が記載されているもの)」が必要です。
扶養親族に関する申立書【様式あり】	○	○	×	
児童発達支援・放課後等デイサービス利用児童状況確認表【様式あり】	○	○	×	
障害児支援利用計画案又はセルフプラン【セルフプラン様式あり】	○	○	○	「障害児相談支援事業所が作成した計画案」もしくは「保護者が作成したセルフプラン」が必要です。 ※障害児相談支援事業所に作成を依頼する場合、事前に契約が必要になります。
同意書【様式あり】	○	○	×	
利用連絡票(利用事業所が作成)	○	△	△	更新の際に変更がなければ不要です。また、障害児相談支援事業所を利用している場合は不要です。
利用対象者であることが確認できる書類	○	○	×	障害者手帳、療育センターの利用証明書、医師の診断書等 別紙参照
利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書【様式あり】	△	△	△	複数の事業所を利用している方や家族内で複数人が児童通所支援を利用している方等必要になる場合があります。

※更新申請の場合、受給者証有効期限の概ね1～2か月前に区役所から「更新のご案内」が郵送されますので、継続して利用される方は、必ず更新手続きを進めてください。受給者証の有効期限が切れるとサービス利用料は全額自己負担となります。

※通所日数の変更は、申請書を提出した翌月から適用されます。

別紙 障害児通所支援の利用対象確認方法

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)
- ② 療育が必要であることが記載された医師の診断書・意見書
- ③ 特別児童扶養手当または障害児福祉手当を受給していることを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証(てんかんによる医療受給者証を除く)
- ⑤ 特定疾患医療受給者証
- ⑥ 障害福祉サービスの受給者証
- ⑦ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室(※)の在学(在籍)証明書
※ 通級指導教室退級3か月を経過している場合は対象外となります。
- ⑧ 児童相談所の判定書、心理検査結果報告書等
- ⑨ 地域療育センターまたは子ども発達・相談センターが支援を必要と判断したことが確認できる書類(障害児支援利用計画、支援方針、利用証明書等)
- ⑩ (市外転入の場合)転出自治体での受給者証の写し等

※各種受給者証は、給付決定期間の開始日(更新も同様)が有効期限内であること。

※利用対象確認は、期間更新時にも必要になります。

※地域療育センターまたは子ども発達・相談センターにおける書類発行について

支援の必要性を判断するために、保護者からの聴き取りやお子様の評価、診察等を行います。各センターへご相談後、書類の発行までにある程度お時間がかかります。期間更新の際にも、面談・診察等が必要となる場合がありますので、期日に余裕をもってご相談ください。また、評価・診断等の結果、支援の必要性が認められない場合もございます。